

2024/11/19

別紙

「まちの小さな雑貨市」2025 Spring
開催期日：2025年4月5日（土）～6日（日）

出店規約

1項：規約の履行

1.出店者は、本規約および主催者（関電サービス株式会社を指します。以下同）から提示された出店要項等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出店申し込みの拒否、また出店後であっても退去を命じることができ、次回からの出店応募をお断りさせていただく場合があります。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出店者から事前に支払われた費用（出店料およびレンタル料を指します。以下、出店料と表記）の返還および出店取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出店者および関係者の損害も補償しません。

2.グループでの出店の場合、申込者は共同出店者または搬入出および出店時の同伴者に対する規約及び要項等を指導する義務を負うものとします。また、申込者を代表者とし、全ての連絡は代表者宛に行い、出店者としての義務・責任の所在は代表者にあるものとします。

2項：出店資格

1.出店者は主催者が定めるまちの小さな雑貨市（以下、イベントと表記）の開催趣旨に合致する商品（作品を含む。以下「商品」という。）を提供する個人・グループに限定します。

2.商品を販売する場合、当日必ず作家が立ち会うことを条件とします。ただし、作家以外の個人事業主による委託販売での出店は予め主催者の許可を得た上で「委託販売」と明示されたブースで行うことができます。

3.法人が自ら制作した作品を出店する場合、株式会社・有限会社・合資会社等の会社の種類を店舗名に表示せず、かつ当該作品を制作した代表者及び従業員が自ら本イベントで販売する場合に限り出店可能です。なお、出店者が法人の場合、本イベント当日に出店ブースに来場する者自身による作品のみが販売可能であり、同出店者に属する他の従業員等による作品は販売対象に含まれないものとします。なお、法人による出店において、前述の要件を満たさない場合、別途法人向けに提供される協賛ブースへ申し込むものとします。

4. また、主催者は商品が出店に適するか否かを決定する権利を持ちます。主催者は下記事例などに該当すると判断した場合には、申込の受付を保留し、または出店承認の前後や出店料のクレジットカード決済前後にかかわらず出店をお断りする場合があります。この場合、クレジットカード決済済みの出店料については返却しません。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

[申込受付の保留または出店をお断りする事例]

- ・特定の政治、宗教活動、集会、運動等を目的とする場合
- ・公益、風紀を害する恐れがあると当社が判断した場合
- ・その他理由の如何にかかわらず、利用目的が当イベントで行うには相応しくない場合
- ・申込フォームの記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・出店内容がイベントの趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合
- ・出店者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
- ・来場者や他の出店者などから苦情が予想される場合
- ・出店者が自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは申し立てを受けている場合
- ・出店者が反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）であること、またはあったことが判明した場合
- ・その他出店が著しく不相応と判断される場合

3項：出店申し込みおよび出店料の支払い

1.本イベント、主催者指定のホームページ（以下、「公式サイト」という）から行って頂く、「申込フォーム」からのお申込みを主催者が受理した時点をもって、正式な出店申込受理とします。ただし、この時点では出店を承諾したものではありません。

2.主催者が出店申込を受理した後、抽選を行い、抽選結果について出店申込者に通知します。

3.出店通知を受理後、出店申込者は主催者が定める期日までに、クレジットカード決済にて出店料を支払うものとします。出店申込者が主催者が定める期日までにクレジットカード決済を完了しない場合、主催者は出店申込者との出店にかかる合意を解除する権利を持ちます。

4項：出店キャンセル・返金について

1.クレジットカード決済後の出店取り消し・解約は認められません。やむを得ない事情により出店取り消し・解約をする場合は、公式サイト内にあるお問い合わせフォームを通じて主催者に届け出なければなりません。

2.出店取り消し・解約をされた場合は、出店料は払い戻しません。

5項：イベントの中止について

1.不測の事態が生じた場合は、主催者は会場責任者（イベント会場を所有または管理する者を指します。以下同）等との協議により、本イベントの全部または一部の運営を中止、一時中断・再開できるものとします。出店者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出店者および関係者の損害（出店料他）を補償・返金をしません。ただし、主催者の都合により本イベントを中止する場合には、クレジットカード決済が完了した出店料について返金しますが、主催者に故意または重過失がある場合を除き、出店者および関係者に生じた損害について、補償しません。

[協議対象となる事象の事例]

- ・ 気象状況悪化（台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令）
- ・ 地震・洪水の発生
- ・ 火災の発生
- ・ 熱中症・食中毒などの集団発生
- ・ 危険物の発見・爆破予告などの発生
- ・ 感染症の流行により、行政機関からの本イベントの中止を求める要請等があった場合
- ・ その他、主催者、会場責任者等が危険または実現不可能と判断する事象が発生した場合

6項：出店位置の割り当て

1.出店位置は、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、主催者が決定します。出店者は、その結果に従うものとします。

2.出店者は、主催者が定めた出店位置を、いかなる理由があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。

3.主催者は、会場ならびに所管の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出店申し込みキャンセルなどがあった場合、出店者に対し、出店者の費用と負担により出店位置を変更させることができます。

7項：展示・販売に関する規約

1.申込フォームに記載された個人・団体および商品が出店対象となります。

2.出店者は、申込フォームに記載された個人・団体および商品に変更が生じた場合、速やかに、公式サイト内にあるお問い合わせフォームにて主催者に連絡し、許可を得なければなりません。

3.開催中、開催後の商品の返品及び交換に関しては出店者の責任において行うものとし、後日の問い合わせ対応等ができるように出店者は連絡先を記載したショップカードや名刺等をお渡しするものとします。

4.商品・装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法、販売内容、ならびに販売方法などは主催者の提供する「出店要項」に規定され、出店者はこれを遵守しなければなりません。

5.出店者は、通路などブース以外の場所における展示・宣伝および営業行為ならびに近隣ブースへの妨害などを行ってははいけません。これらの行為があると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出店者はこれに従うものとします。

6.上記のほか、出店者は、他の出店者の迷惑となる行為を行ってははいけません。その行為が来場者・出店者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出店者はこれに従うものとします。

7.出店者は、会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政措置を厳守せねばなりません。

8.出店者によって飲食物を提供された複数の来場者から、イベント会期中であるか会期後であるかを問わず、体調不良や食中毒その他疑いのある症状が認められた場合は、主催者は事実確認を行うと共に、当該出店者に対して出店中止または次回以降の出店申込拒否などの申し入れを行う権利を有します。

また、当該申し入れがあった場合、出店者はこれに従うものとします。

9.イベント会期中および会期後の出店者と来場者間における、現金の授受を伴う物品やサービスの提供（即売行為）・商談・契約内容等などに関して主催者は一切その責を負いません。

10.出店者は以下の物の販売またはサービスの提供を行ってはなりません。

- ・ ペットなどの動物、医薬品
- ・ 賞味・消費期限切れの商品
- ・ 管轄されている保健所の製造許可のある場所にて製造していない食品
- ・ 他の出店者から購入した商品
- ・ アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの
- ・ 権利や資格、携帯電話等、別途契約事項が必要になるもの
- ・ 盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの
- ・ 他社（者）の権利や法律を侵害するもの

- ・キャラクター等のリメイクした作品、もしくは模倣している作品
- ・化粧品など製造、販売に許可が必要で許可を得ていないもの
(手作り石鹸、入浴剤、化粧品など)
- ・ラッピング資材等で密閉包装していないキャンドルやワックスバー
- ・宗教及び政治に関するもの
- ・臭いを発する食料品や品物、会場で加工した食料品
- ・会場内での試食および試飲
- ・その他、主催者が不適切と判断した商品

11.その他、出店者は以下の行為を行ってはなりません。

- ・主催者に申し込みの際に届け出た販売商品およびサービス以外の商品についての販促・販売行為。
- ・マイク、拡声機、スピーカーなどの使用
- ・火気・発電機などの使用・持込

8項：個人情報の取り扱いについて

1.出店者は、展示及び販売などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。必ず、「個人情報」の情報主体から同意を取って下さい。

2.出店者は、展示及び販売などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。

3.出店者は、展示及び販売などを通じて取得した「個人情報」の情報主体から「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとって下さい。

4.出店者が展示及び販売などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたって下さい。主催者はその際、一切の責を負いません。

5.主催者は出店者から取得した個人情報について、個人情報保護法および主催者の定める個人情報保護方針に従い、取り扱います。

9項：賠償責任

1.主催者は、故意または重過失がある場合を除き、いかなる理由においても、出店者および

出店者の従業員・関係者が展示及び販売スペース並びに関連ホームページを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。

2.出店者はその従業員・関係者の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備に対し生じさせたすべての損害について、ただちに賠償するものとします。

3.出店された商品について出店者と第三者との間に紛争が起きた場合は、出店者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。

4.主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出店者および関係者の損害は補填しません。

10 項:本規約の変更

1.主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準じるものとします。また、本規約の変更は、メール等で告知されます。

11 項:管轄裁判所

1.本規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上